

# 各種計画の策定には市民の意見が十分に反映されるべき

「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」、「熊本市生涯学習推進計画」の策定がすすめられています

## 「部落差別」を固定化させる「人権教育・啓発基本計画」

「第2次熊本市人権教育・啓発基本計画」では、2016年に施行された「部落差別解消推進法」に基づき、「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」ことを同和問題にかかわる基本方針としています。しかし、これは実情に合ったものではなく、「部落差別解消推進法」の問題点を本市の施策にそのまま持ち込むものであり、極めて問題です。

### 同和に関する差別は減っている

市のアンケートでは、回答者749人のうち人権侵害ありは100人(13.4%)、そのうち部落差別に関する内容と回答したのは1人(わずか0.13%)だけです。

法務省統計でも、人権侵犯事件の受理件数のうち同和問題に関するものは、2002年の同和差別特別措置の終結以降も減少傾向、特別な措置を講じる状況にありません。

### 「部落解消推進法」の計画への反映は問題あり

「部落差別」の用語の法的定義されない欠陥法であるとともに、「部落差別解消推進法」は「部落差別」を継続・固定化させるものであり、そういう法律をただ計画に反映させるというのは問題です。

真の同和問題解決には、同和にかかわる差別が減っている中、一般行政の中で差別の解消に取り組む、「同和問題」そのものをなくしていくことが必要です。そういう立場での人権計画であるべきです。

## 形式的なパブリックコメントでは市民の意見は聴取できない

2つの計画は、いずれも12月末から1月にかけて素案に対するパブリックコメントが行われます。しかし、説明会がなく、市政だよりへの掲載も遅いなど、市民への内容周知が十分でないなどの問題があります。市民意見が反映されてこそ、より良い計画となるので、積極的な意見の応募をお願いします。

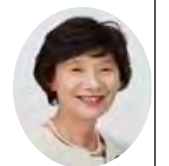
## パブリックコメントに たくさんのご意見を！

「第2次人権教育・啓発計画」「生涯学習推進計画」は、下記のとおりパブリックコメントが行われます。

期間:12月25日~1月24日  
それぞれ「人権推進総室」「生涯学習課」へ郵送・fax・メールで送付  
(詳細は、市政だよりは1月号で)

### 【控室から】 孫の誕生

上野 みえこ



娘に2人目の子どもが生まれました。私にとっては4人目の孫となります。議会中でもあり、まだ対面してはいませんが、送られてきた写真を見ながら、赤ちゃんは本当にかわいいものだ、目じりを下げています。

離れて暮らす2人の孫とはめったに会えないので、会うたびにその成長に驚かされます。家で一緒に暮らしている2人の孫は、毎日声を聞き、顔を見ているのですが、それでも言葉の「一つ一つ」や「ぐんぐん」、その成長がうかがわれ、私たちまわりの大人は、日々、子どもたちのたくましい生命力に元気をもらっています。

一方、社会をみれば、毎日とまなく流れる子どもたちを巻き込んだ痛ましい事件の数々に、胸が痛みます。格差と貧困、子どもたちへのさまざまな抑圧が解消され、すべての子どもたちが、伸び伸びと健やかに、物理的にも精神的にも満たされて成長できるような社会へと願わずにはいられません。

今年2019年は、「子どもの権利条約」が国連で採択されてちょうど30年です。真に子どもの権利が尊重されるような世の中になっていくよう、力を尽くしていきたい、その思いをこぼしています。

## 日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階  
発行：日本共産党熊本市議団  
上野みえこ なすまどか

NO. 1167  
2019年12月15日号  
電話 328-2656  
FAX 359-5047

メール: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp  
HP: 共産党 熊本市議団



検索

